

令和2年度防衛省調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

このため、防衛省においては、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づき、また、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議決定）を活用しつつ、防衛省の調達の特性に配慮し改善の取組を一層強化することとする。

また、引き続き、中期防衛力整備計画に示された調達の効率化にも取り組むこととする。

以上を踏まえ、その具体的な取組内容や目標などを定める「調達改善計画」を以下のとおり策定する。

1. 防衛省の調達の現状分析

（1）全体像

防衛省における調達は、装備品等を中心とした「中央調達」とそれ以外の調達である「地方調達」に分類される。

平成30年度における調達の総額を、中央調達と地方調達とに区分して示したものが表1である。

中央調達については、装備品等の調達における一連の業務を効率的かつ適正・的確に処理するという観点から防衛装備庁において一元的に実施している。地方調達については、防衛省の任務・業務の特性上、内部部局をはじめ、全国に基地・駐屯地等が所在しており、それぞれの実態に応じて必要な物品等を調達することから、全国に置かれた400を超える会計機関において実施している。

表 1 平成 30 年度 防衛省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

	公共工事等		物品役務等		合計	
	契約件数	金額	契約件数	金額	契約件数	金額
中央調達	0 (0%)	0 (0%)	5,528 (11%)	14,400 (59%)	5,528 (11%)	14,400 (53%)
情報システム	0 (0%)	0 (0%)	287 (1%)	1,260 (5%)	287 (1%)	1,260 (5%)
調査研究	0 (0%)	0 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	2 (0%)	0 (0%)
地方調達	2,374 (100%)	2,742 (100%)	44,261 (89%)	10,051 (41%)	46,635 (89%)	12,793 (47%)
公共工事	2,228 (94%)	2,709 (99%)	0 (0%)	0 (0%)	2,228 (4%)	2,709 (10%)
公共工事に係る調査 及び設計業務等	146 (6%)	33 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	146 (0%)	33 (0%)
電力	0 (0%)	0 (0%)	460 (1%)	196 (1%)	460 (1%)	196 (1%)
ガス	0 (0%)	0 (0%)	65 (0%)	19 (0%)	65 (0%)	19 (0%)
調査研究	0 (0%)	0 (0%)	128 (0%)	19 (0%)	128 (0%)	19 (0%)
競争的資金による 研究	0 (0%)	0 (0%)	50 (0%)	85 (0%)	50 (0%)	85 (0%)
合計	2,374 (100%)	2,742 (100%)	49,789 (100%)	24,451 (100%)	52,163 (100%)	27,193 (100%)

※1 上記は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき集計したデータにより作成。（少額随意契約は含まない。）

※2 中央調達とは防衛装備庁で行う、自衛隊の装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務（修理、輸送等）で防衛大臣の定める主要なものの調達。

※3 地方調達とは、中央調達以外で各機関で実施する調達。

※4 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費。

※5 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査。

※6 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究。

※7 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【防衛省の調達の現状】

- ・ 防衛省の平成 30 年度における調達規模は、契約件数が 52,163 件であり、契約金額は約 2 兆 7,193 億円である。
- ・ 物品役務等における中央調達の金額の割合が高く、金額の 5 割を占めており、その調達対象は主要な装備品等の調達になっている。
 なお、装備品等の調達の多くはその特性上随意契約を採用している。

● その背景には、

- ① 装備品等の調達においては、全般的に特殊な仕様や最先端技術等が必要であることに加え、航空機製造事業法又は武器等製造法による被許可者が限定される、装備品等を開発した外国企業からの実施権の取得者が限定される、外国企業からの販売代理権の取得者が限定されるなどの状況がある。
- ② このため、製造・提供できる企業が限定され、競争参加者の増加が困難なことが多く、このような市場では競争原理が働きにくい。
- ③ 特に、中央調達により調達している主要な装備品等は、開発を行った企業以外では、製造が実質的に困難である。

といった装備品等が有する特殊性があるものと考えられる。

(2) 防衛省における調達の契約種別

平成30年度の調達を契約方式別に分類したものが表2である。

表2 平成30年度 防衛省における調達の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	27,007	52%	5,852	22%
	企画競争による随意契約	58	0%	49	0%
	公募による随意契約	10,503	20%	3,650	13%
	不落・不調による随意契約	2,980	6%	3,508	13%
	小計	40,548	78%	13,059	48%
競争性のない随意契約		11,615	22%	14,134	52%
合計		52,163	100%	27,193	100%

(注1) 上記は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき集計したデータにより作成。(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【防衛省の調達の現状】

- ・ 競争性のある契約方式を採用している契約件数については、40,548件(78%)であり、このうち、競争入札(一般競争入札等)を採用している契約件数は、27,007件(52%)である。
- ・ ここ数年、競争性のある契約方式を採用している契約件数の割合については、調達全体の8割程度、また競争入札(一般競争入札等)を採用している契約件数の割合については、調達全体の4~5割程度となっており、概ね同水準に維持している。
- ・ 競争性のない随意契約については、契約件数は調達全体の2割程度であるものの、金額では半数以上を占めている。なお、契約件数が前年度に比

して増加しているが、これは、防衛省は災害等の突発的なものに契約件数が影響される傾向があり、平成 30 年度は大規模自然災害等による自衛隊の派遣が複数回あり、これらの災害派遣活動等に要した契約が増加したものと考えられる。

- 競争性のない随意契約の改善に当たっては、
競争性のない随意契約は前項の防衛省の特色が影響する部分もあるが、それ以外のものについては、以下の点に留意し改善に努めていく。
- ① 防衛省においては、近年、競争性や透明性の確保の観点から、従前の競争性のない随意契約について、納入期限等の発注条件及び仕様書を見直すこと等によって一般競争入札に移行する、あるいはこれらが困難な場合には、企画競争や公募といった一定の競争性が担保された随意契約方式に移行する、などの見直しを進めてきたところであり、当該取組については引き続き実施していく。
- ② さらに、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、積極的な情報収集等により適正な予定価格の算定に努めるなど価格面の適正化に取り組んでいく。

(3) 防衛省における調達の実施状況

平成 30 年度の競争入札等の状況を応札者数に応じて示したものが表 3 である。

表 3 平成 30 年度 防衛省における調達の実施状況 (単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	6,882	1,426	20,125	4,426	27,007	5,852
割合	25%	24%	75%	76%	100%	100%
企画競争による 随意契約	42	42	16	7	58	49
割合	72%	86%	28%	14%	100%	100%
公募による 随意契約	10,123	3,587	380	63	10,503	3,650
割合	96%	98%	4%	2%	100%	100%

※1 上記は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき集計したデータにより作成。（少額随意契約は対象外）

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 「公募による随意契約」には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものを含む。

【防衛省の調達現状】

- ・ 競争入札のうち一者応札が占める契約件数は、6,882 件（25%）であり、ここ数年、競争入札のうち一者応札が占める契約件数の割合については、競争入札全体の 3 割程度となっており、概ね同水準に維持している。なお、契約件数が前年度に比して増加しているが、これは、「競争性のない随意契約」で記載した理由と同様である。

- 一者応札の改善に当たっては、
競争入札のうち一者応札の案件については、装備品等が有する特殊性や地域性等の参入障壁があると考えられるが、業者アンケート等による現状把握を実施し、その要因の改善に努めていく。

（４）必要な取組の方向性

調達にあたっては、引き続き、一者応札の改善も含め競争性の確保・向上に係る取組を推進するとともに、競争性が働きにくい主要な装備品等の調達においても各種取組を実施することにより、効率的で適切な調達に努めていく。なお、そのための具体的な取組内容や目標については、「２．調達改善への取組」（別紙１及び別紙２）において示す。

２．調達改善への取組

（１）重点的・共通的な取組

別紙１に記載のとおり。

（２）その他の取組

別紙２に記載のとおり。

３．自己評価の実施方法

上半期終了時点及び年度終了時点において、調達改善計画の取組状況の把握及び効果の検証を実施し、その内容を踏まえ、自己評価を行う。また、自己評価結果等を踏まえ、必要に応じ、調達改善計画の見直しを行う。

４．調達改善の推進体制

調達改善計画の策定、実施状況の把握及び自己評価は、別に定める「防衛省行政事業レビュー推進チーム」を活用して実施する。

また、調達改善計画の策定及び自己評価の実施にあたっては、別に定める「防衛省行政事業レビュー外部有識者会合」の意見を求めるものとする。

なお、調達改善計画の内容及び自己評価結果については、防衛省ホームペ

ージ上において公表するものとする。

表 4 【参考資料】平成 30 年度防衛省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(中央調達・地方調達別)

(単位：件、億円)

	中央調達		地方調達		合計	
	契約件数	金額	契約件数	金額	契約件数	金額
公共事業等	0 (0%)	0 (0%)	553 (9%)	467 (46%)	553 (8%)	467 (33%)
公共工事	0 (0%)	0 (0%)	540 (9%)	466 (46%)	540 (8%)	466 (33%)
公共工事に係る調査 及び設計業務等	0 (0%)	0 (0%)	13 (0%)	1 (0%)	13 (0%)	1 (0%)
物品役務等	704 (100%)	412 (100%)	5,625 (91%)	547 (54%)	6,329 (92%)	96 (7%)
情報システム	26 (4%)	146 (35%)	0 (0%)	0 (0%)	26 (0%)	146 (10%)
電力	0 (0%)	0 (0%)	110 (2%)	36 (4%)	110 (2%)	36 (3%)
ガス	0 (0%)	0 (0%)	24 (0%)	5 (1%)	24 (0%)	5 (0%)
調査研究	0 (0%)	0 (0%)	18 (0%)	2 (0%)	18 (0%)	2 (0%)
競争的資金によ る研究	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合計	704 (100%)	412 (100%)	6,178 (100%)	1,014 (100%)	6,882 (100%)	1,426 (100%)

※1 上記は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき集計したデータにより作成。(少額随意契約は含まない。)

※2 中央調達とは防衛装備庁で行う、自衛隊の装備品等(火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品)及び役務(修理、輸送等)で防衛大臣の定める主要なものの調達。

※3 地方調達とは、中央調達以外で各機関で実施する調達。

※4 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費。

※5 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査。

※6 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究。

※7 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和2年度の調達改善計画									令和2年度〇〇〇自己評価結果								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		長期契約を活用した装備品等の調達	・戦闘機(F-15)の機体構成品の修理について、一定数量の構成品の修理をまとめて契約する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」との方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和2年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの縮減と安定的な調達を追求 (縮減見込額:53億円 ※契約ベース)	令和2年度中									
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・防衛装備庁に設置された「防衛調達審議会」及び各地方防衛局に設置された「入札監視委員会」(いずれも外部有識者により構成される第三者機関)において、引き続き、一者応札案件についてのサンプリング調査審議を実施し、また、同会議体においてフォローアップ調査を適宜実施することにより、改善状況の把握に努め、審議内容については関係機関と共有していく。		B	平成20年度	・入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保	令和2年度中					自己評価時に記載				
			・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。	B	平成30年度	・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品に係る予定価格の算定に当たっては、見積だけでなく、インターネット等を通じた価格検証を行い適正価格を追求する。	令和2年度中										
○		地方支分部局における取組の推進	・汎用的な物品・役務の調達において、スケールメリットの活用や事務の効率化を図る観点から、地方支分部局の同一合同庁舎に入居する複数府省の官署間での共同調達(防衛省と他府省庁の官署で調達品目をまとめた調達)及び近隣官署間での一括調達(防衛省における近隣の地方支分部局等といった複数機関の調達品目をまとめた調達)を実施している。 ・引き続き、共同調達、一括調度を推進していくとともに、共同調達・一括調達の対象品目の拡大、グループの拡大について検討する。 ・電力の共同調達等について検討する。		B	平成21年度	・地方支分部局の同一合同庁舎に入居する複数府省の官署間や近隣官署間で、汎用的な消耗品等の共同調達・一括調度を推進	令和2年度中									
○		電力調達・ガス調達の改善	・電力の調達のうち、高圧区分以上(※1)については、原則、競争入札が実施されている。引き続き、電力の安定供給に配慮しつつ、競争入札を実施するとともに、環境にも配慮した調達を推進していく。低圧区分(※2)については、平成28年4月から開始された電力の小売全面自由化に伴い、複数の電気事業者の参入が可能となっていることから、環境及び電力の安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、引き続き、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進していく。 ・競争入札による電力調達については、引き続き、公告時期の前倒しや落札から供給開始までの期間を確保するなどし、電気事業者が参入しやすい環境を整える。 ※1 低圧区分:契約電力が50kW未満 ※2 高圧区分以上:契約電力が50kW以上		B	平成28年度	・高圧区分の電力調達については引き続き一般競争入札を追求するとともに、低圧区分の電力調達については、一般競争入札への移行や複数者からの見積書徴取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進	令和2年度中									
			・ガス調達について都市ガスの小売全面自由化を踏まえて、ガスの安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、より競争性を確保した契約方式への見直しに努める。 ※ 年間契約数量 10万m未満	B	平成29年度	・一般競争入札への移行や複数者からの見積書徴取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進	令和2年度中										

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●一者応札の改善				
【一者応札となった原因等の把握】 ・応札意思のあった事業者に対し、応札に参加しなかった要因についてのヒアリングやアンケート等を実施し、一者応札となった要因の把握と分析に努める。	継続			
【発注条件や仕様書の見直し】 ・仕様書等において、競争を事実上制限するような応札条件を付さず、必要最低限の設定となるように努める。 なお、仕様書等の見直しに当たっては、複数者の参入見込みがないなかで仕様の緩和をした場合には、既存業者のみ有利となり、競争性の拡大つながらない場合があることも留意する。 ・汎用消耗品の調達に当たっては、分野の異なる調達品目をまとめて発注するのではなく、事務用消耗品などの類似分野ごとに分類して調達するよう努める。	継続			
【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】 ・公告時期を前倒すことにより、事業者の準備期間を確保することに努める。事業者の準備期間の確保に当たっては官側の事務処理期間を含めた真に必要な期間を検討のうえ設定する。 ・入札実施後の契約履行期間を確保することで、履行期間が足りず応札を断念している事業者が入札に参加できるよう、契約履行期間の確保に努める。	継続			
【ホームページ等を活用した調達情報の積極的発信】 ・新規参入者にも配慮して、入札情報及び入札書のひな形、契約条項等をホームページに掲載するよう努める。 ・防衛省の各会計機関等の調達情報へのリンク先を防衛省ホームページ上に掲載するよう努める。 ・入札公告前の調達予定情報を事前に掲載するよう努める。	継続			
			自己評価時に記載	
【工事契約における一者応札の改善の取組】 ・地方防衛局発注の工事契約における一者応札について、本省及び地方防衛局間で連携し、原因分析を行うなど、引き続き、その改善に努める。	継続			
●適切な随意契約の締結				
【適正な契約方式の適用】 ・従前の競争性のない随意契約について、発注条件や仕様書を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。 ・競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達についても、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体において、随意契約の理由とその内容を審査することにより、適切な契約方式の確保に努める。	継続			
【より適正な価格での調達に向けた取組】 ・予定価格の算定に当たっては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報や調達する財・サービス価格の積算構造に関する情報について、インターネットや公刊行物の確認、他省庁等への聞き取りなどの手段を用いて可能な限り収集し、適正な積算に努める。	継続			
【少額随意契約の更なる改善】 ・少額随意契約とすることが可能な金額においても一般競争入札とすることや少額随意契約となるような様々な調達案件を集約化して一般競争入札に付することにより、競争性の確保に努める。 ・複数の官署において、少額随意契約による場合でも見積書を徴する相手方を官側から指定することなく、調達内容をホームページ等に公示し見積合せを行うオープンカウンター方式による随意契約を行うことにより、応札機会の拡大に努める。	継続			

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●契約制度の改善				
【随意契約の見直し】 ・およそ競争性が期待できない防衛装備品の調達において、形式的な入札等を行い、結果として、一者応札を繰り返すことは適正性、効率性、合理性及び経済性のいずれも満たさないと考えられることから、詳細な見積内訳等の提出が担保でき、より適正な予定価格の算定が可能となるなどその合理性を見込み、契約相手方が一者に限られる契約について、随意契約の対象として類型化を実施している(例えば、外国企業からの実施権の取得者が一者に限られる防衛装備品のライセンス国産等)。 ・随意契約の実施にあたっては、継続的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性に努める。	継続			
【インセンティブ契約制度の促進】 ・企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度を実施し、その促進に努める。	継続			
●汎用的な物品役務における共同調達等の有効活用				
・地方支分部局における取組のほか、市ヶ谷地区をはじめとした各地区においても近傍の部隊や機関の官署間での一括調達の拡大や対象品目の拡大に努める。 ・他省庁との共同調達の推進に努める。	継続		自己評価時に記載	
●工事の調達				
・透明性・公正性を確保する観点から一般競争入札による調達を実施するとともに、低価格入札による品質低下を防ぎ、品質の確保を図るため、総合評価落札方式の導入を拡大を図り、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用するなど、適正な調達の実施に努めている。引き続き、取組を推進するとともに、調達の現状を踏まえた改善を実施し、より適正な調達に努める。	継続			
●調達及び契約手法の多様化				
【総合評価落札方式及び企画競争】 ・総合評価落札方式又は企画競争の実施に当たっては、適切に実施しているところであるが、企画競争については、真に適切かつやむを得ないものであることが求められることから、企画競争に該当するような案件の調達に際しては、適宜、十分な検討を行い、より競争性のある契約方式への移行に努める。	継続			
【クレジットカード決済に関する取組】 ・事務負担の軽減、割引制度の活用を期待し、海外出張経費等の精算、高速道路料金の支払い(ETCカード)において、引き続き、本取組の推進に努める。 ・図書や汎用品等の調達について、新たな仕組みを活用したインターネット調達(クレジットカード決済)を推進し、納期の早期化、価格の低減及び事務の効率化に努める。	継続			
●人材育成、情報共有等				
・防衛省全体の調達改善等の重要性を踏まえ、内部部局、防衛装備庁をはじめ、各機関においては、調達に従事する職員に対して、職員の法令遵守意識の向上や任務遂行に必要な知識・技能の習得などを目的に各種研修等を実施しており、これら教育を通じて、調達業務の適正化に努める。	継続			